

別紙① 衛生委員会 労働者側委員 推薦書

運用の手引き（会社ご担当者様向け）

本書は、当事務所がご提供する「衛生委員会 労働者側委員 推薦書」（様式1：労働組合がある場合／様式2：労働組合がない場合）について、根拠となる法令、罰則の有無、および既に衛生委員会が稼働している事業場での導入手順を整理したものです。書式そのものは1枚ですが、その背景をご理解いただいたうえでご使用いただくため、解説を別紙としています。

I 労働安全衛生法上の位置づけ

1 衛生委員会の設置義務

常時50人以上の従業員を使用する事業場は、業種を問わず衛生委員会を設けなければなりません（労働安全衛生法第18条第1項、労働安全衛生法施行令第9条）。この人数は企業単位ではなく事業場単位で判断し、パートタイマー等も常態として使用している場合は算入します。

委員会は毎月1回以上開催し（労働安全衛生規則第23条第1項）、議事の概要を従業員に周知し（労働安全衛生規則第23条第3項）、委員会の意見および講じた措置の内容等を記録して3年間保存する必要があります（労働安全衛生規則第23条第4項）。

2 委員の構成

衛生委員会の委員は、①総括安全衛生管理者またはこれに準ずる者のうち事業者が指名した者（1人。議長となります）、②衛生管理者のうち事業者が指名した者、③産業医のうち事業者が指名した者、④当該事業場の労働者で衛生に関し経験を有する者のうち事業者が指名した者から構成されます（労働安全衛生法第18条第2項）。

3 半数についての「推薦に基づく指名」

事業者は、議長である委員以外の委員の半数については、当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければなりません（労働安全衛生法第18条第4項において準用する同法第17条第4項）。

本書式は、この「推薦」を書面として残すためのものです。法令上、推薦書の様式は定められておらず、労働基準監督署への届出も、法定の保存年限もありません。

4 36協定の過半数代表者との違い

労働基準法上の労使協定については、過半数代表者の要件が労働基準法施行規則第6条の2に定められており、①労働基準法第41条第2号に規定する監督または管理の地位にある者でないこと、②協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって、使用者の意向に基づき選出されたものでないことが求められます。

これに対し、労働安全衛生法は衛生委員会の推薦に関して選出手続の要件を政令・省令に委ねておらず、労働基準法施行規則第6条の2が直接適用される条文はありません。本書式の様式2に選出手続の確認欄を設けているのは、36協定の実務に準じた安全側の設計であり、法が明文で求めている水準そのものではありません。

II 罰則の構造と、それでも書面を整える理由

1 罰則が及ぶ範囲は「設置」に限られます

労働安全衛生法第 120 条第 1 号が罰則（50 万円以下の罰金）の対象として列挙するのは、第 17 条第 1 項および第 18 条第 1 項、すなわち委員会の設置義務です。委員の構成および推薦に基づく指名を定める第 17 条第 4 項（第 18 条第 4 項で準用）は、同法第 119 条・第 120 条のいずれにも列挙されておらず、違反に対する直接の刑事罰は定められていません。

このため、監督署の臨検においては、委員会の設置の有無、開催頻度、議事録の内容および調査審議事項が確認の中心になりやすい一方、労働者側委員の選出手続をどこまで確認し、どのような指導を行うかは事案および監督官によって異なり、一律にはいえません。行政指導の対象にはなり得ますが、推薦書がないこと自体が直ちに処罰されるものではありません。

2 それでも整えておくべき理由

- ① 紛争時の証拠価値。過重労働やメンタルヘルス不調をめぐる労災認定手続、および安全配慮義務違反を争う民事訴訟では、衛生委員会が実質的に機能していたかどうかが争点となることがあります。「労働者側委員が会社の一存で決められていた」という事実は、委員会の実質性を否定する材料として用いられ得ます。逆に、推薦の経緯が書面で残っていれば、従業員の意見を聴取する体制が整備されていたことの裏づけになります。
- ② 議事録との整合。議事録には委員の氏名と労使の区分が記載されます。その区分の根拠となる書面が一切存在しない状態は、行政の調査や紛争の場面で最も説明しにくい部分です。
- ③ 委員会の実質化。労働者側委員が従業員の意思に基づいて選ばれているという事実は、委員会における発言と意見の重みを支えます。推薦手続を整えることは、形式を満たすための作業ではありません。

III 様式の使い分け、推薦の単位および過半数の確認方法

1 どちらの様式を使うか

様式	使用する場合	留意点
様式 1	当該事業場の従業員の過半数で組織する労働組合がある場合	労働組合の名称および代表者名を記載し、組合が推薦する者を記載します。組合が過半数に達していない場合は様式 2 を使用します。
様式 2	労働組合がない場合、または労働組合が従業員の過半数を組織していない場合	過半数代表者の選出結果の記録と推薦を 1 枚にまとめています。36 協定の過半数代表者と同一の方を選出することも差し支えありません。

2 推薦は委員ごとではなく、1 枚にまとめて行います

推薦の主体は、労働組合または過半数代表者の 1 者です。労働者側委員が複数名となる場合も、その 1 者が委員となる者全員を 1 枚に連記して推薦する形でよく、委員ごとに推薦書を作成する必要はありません。様式 1 および様式 2 の推薦欄は複数名を記載できる表としています。欄が不足する場合は行を追加してご使用ください。

3 推薦に基づき指名すべき人数

条文が求めているのは、議長である委員以外の委員の半数について推薦に基づき指名することです（労働安全衛生法第 18 条第 4 項において準用する同法第 17 条第 4 項）。衛生管理者および産業医も議長以外の委員に含まれるため、半数を算定する際の母数にはこれらの委員も含めて計算します。

たとえば、議長 1 名、衛生管理者 1 名、産業医 1 名、労働者側委員 3 名の計 6 名で構成する場合、議長以外の委員は 5 名であり、その半数以上に当たる 3 名を推薦に基づき指名することになります。委員の総数は法令上定められていないため、この算定が成り立つように労働者側委員の人数を設定してください。

4 「過半数」の確認方法（署名を全員から集める必要はありません）

様式 2 を使用する場合、過半数代表者は労働者の過半数の支持を得て選出された者である必要があります。もっとも、その確認の方法までが法令で特定されているわけではなく、求められているのは、①衛生委員会の委員を推薦する者を選出することを明らかにして手続が実施されたこと、②投票、挙手その他の民主的な方法によったこと、③使用者の意向に基づく選出でないことの 3 点です。

したがって、常時 100 人の事業場であっても、51 名分の署名を 1 枚ずつ集める必要は原則ありません。朝礼での挙手であれば「賛成 78 名／全労働者 100 名」という集計結果を、社内メールやグループウェアによる投票であればその集計記録を、様式 2 の I の「選出結果」欄に記載し、集計の元資料を議事録とあわせて保管すれば足ります。

これに対し、回覧による持ち回り決議の方法を選んだ場合は、その方法の性質上、過半数に達する人数の記名または押印が必要になります。手続の負担を軽くしたい場合は、投票または挙手の方法をお選びいただくのが実務的です。

記録として残すべきは署名の束ではなく、「何のために選ぶのかを明示したこと」「民主的な方法によったこと」「何名の賛成を得たか」の 3 点です。この 3 点が空白であると、後日、委員会の適法性が争われた際に立証が困難になります。

IV 既に衛生委員会が稼働している事業場での導入手順

既に委員会を毎月開催している事業場では、「今から推薦書を整えると、これまでの委員会の適法性を自ら否定することになりかねない」というご懸念をいただくことがあります。実務上は、次の考え方で進めるのが最も無理がありません。

1 同一人物を再推薦・再指名することができます

整えるのは手続であって、委員の顔ぶれではありません。現在の労働者側委員が従業員から信頼されている方であれば、その方をそのまま候補者として推薦手続にかけていただければ足ります。委員会の構成が変わらないため、運営への影響はほとんどありません。

2 実施の時期

推薦は指名に先行することが条文の建前です。したがって、過去の指名を書面で追認するのではなく、改めて推薦を受けたうえで指名し直す形をとります。委員の任期または改選時期が定められている事業場では、その機会に合わせて手続を組み込むのが素直です。

他方、任期の定めがない事業場、または既に手続の不備が判明している場合は、契機を待って先送りにせず、速やかに推薦・指名を行ってください。労働安全衛生法第 18 条第 4 項において準用する同法第 17 条第 4 項に直接の刑事罰がないことは、是正の時期を曖昧にしてよい理由にはなりません。年度替わり、衛生管理者の交代、または衛生委員会規程の整備・改訂の機会は、いずれも導入の好機になります。

3 具体的な手順

① 衛生委員会において、労働者側委員の選出手続を書面で残す方針を調査審議事項として取り上げ、議事録に記載します。この段階で従業員への周知（労働安全衛生規則第 23 条第 3 項）も行われます。

② 労働組合がある場合は組合へ推薦を依頼し（様式 1）、労働組合がない場合は過半数代表者を選出したうえで推薦を受けます（様式 2）。

- ③ 推薦を受けて、事業者が委員を指名します。現任の委員が推薦された場合は、同じ方を改めて指名する形になります。
- ④ 次回の議事録に、労働者側委員が推薦に基づき指名された旨を記載し、推薦書を委員会関係書類として保管します。

4 「事後の承認」で足りるかという論点

過去に推薦手続を経ずに指名した委員について、後から従業員の承認を得ることで有効性を確保できるか、という論点があります。当事務所としては、次のように整理しています。

- ① まず、衛生委員会の委員の指名は、労働基準法第 36 条の協定のようには刑事免責の効果や労働契約上の権利義務を直接生じさせる法律行為ではなく、調査審議の担い手を定める行為にとどまります。そのため、推薦手続の不備によって過去の調査審議そのものが無効になる、という帰結は条文からも判例からも導きにくいと考えられます。
- ② 労働基準法上の過半数代表者の選出手続に瑕疵があったことを理由に 36 協定の効力が否定された最高裁判例（トーコロ事件・最高裁平成 13 年 6 月 22 日第二小法廷判決）は、労働基準法第 32 条の規制を解除する法律行為の効力に関する判断であり、衛生委員会の委員の指名に直接及ぶものではありません。また、同事件は労働基準法施行規則第 6 条の 2 の制定前の事案であり、同条を根拠として判断されたものではありません。衛生委員会の委員の推薦について、労働基準法施行規則第 6 条の 2 を直接適用する条文はありません。
- ③ 他方で、行政法学上の「手続的瑕疵の治癒」の議論を援用する考え方は、採らないほうが安全です。この議論は行政処分の手続的瑕疵に関するものであり、そもそも委員の指名は行政処分ではありません。したがって、行政処分に関する手続的瑕疵の治癒論を本件の直接の根拠として整理することは適当ではありません。
- ④ 以上から、実務的な結論としては、過去に遡って有効性を主張する構成をとらず、速やかに、または直近の改選の機会に適法な推薦手続に乗せ、それ以降の運営を適正化するという整理をおすすめします。監督署から指摘を受けた場合にも、是正の方針とその実施時期を示すことができれば十分に説明が立ちます。

V 保管

推薦書について法定の保存年限はありませんが、委員の任期に対応する期間および委員会の記録の保存期間（労働安全衛生規則第 23 条第 4 項の 3 年間）を踏まえ、議事録とあわせて 3 年間以上保管することをおすすめします。労働組合名、過半数代表者の氏名等が記載されるため、他の労務関係書類と同様に管理してください。

VI よくあるご質問

Q1 推薦書を労働基準監督署に届け出る必要はありますか。

A ありません。衛生委員会そのものに設置の届出義務はなく、推薦書についても提出先の定めはありません。事業場内で保管し、求めがあれば提示できる状態にしておいてください。

Q2 管理職を労働者側委員にすることはできますか。

A 労働安全衛生法は「使用者側」「労働者側」の定義規定を置いておらず、労働基準法第 41 条第 2 号の監督または管理の地位にある者の概念や、労働組合法第 2 条第 1 号の使用上の利益を代表する者の概念をそのまま借用しているわけでもありません。行政の運用上は、総括安全衛生管理者以外の管理者等は原

則として使用者側の委員として取り扱われます。判断に迷う場合は、当該者が人事権の行使や労働条件の決定に関与しているかを目安に整理し、必要に応じて当事務所にご相談ください。

Q3 過半数代表者は 36 協定の代表者と同じ人でよいですか。

A 差し支えありません。ただし、36 協定の選出時に「衛生委員会の委員を推薦する者を選出する」とまで明らかにしていない場合は、様式 2 により推薦の趣旨を改めて明確にしておくのが安全です。

Q4 労働組合はあるが、従業員の過半数を組織していない場合はどうなりますか。

A 労働安全衛生法第 17 条第 4 項の「労働者の過半数で組織する労働組合」に該当しないため、様式 2 により過半数代表者を選出し、その者から推薦を受けてください。この場合も、当該労働組合の意見を委員会で聴取することは有益です。

Q5 従業員 100 人の事業場です。過半数代表者の選出にあたって、51 名の署名を集める必要がありますか。

A 投票または挙手の方法によるのであれば、原則として必要ありません。「賛成〇名／全労働者 100 名」という集計結果を記録し、その元資料（投票用紙、集計表、社内メールの集計画面等）を保管してください。回覧による持ち回り決議の方法によった場合に限り、その性質上、過半数に達する人数の記名または押印が必要になります。

Q6 労働者側委員が 3 名の場合、推薦書は 3 枚必要ですか。

A 1 枚で足ります。労働組合または過半数代表者が、委員となる 3 名を様式の推薦欄に連記して推薦してください。

Q7 小規模な事業場で、会社側と労働者側の区別が曖昧です。

A 常時 50 人未満の事業場には衛生委員会の設置義務はなく、労働安全衛生規則第 23 条の 2 により、関係労働者の意見を聴くための機会を設けることが求められます。この場合、本書式を使用する必要はありませんが、意見聴取の機会を議事メモとして残しておくことをおすすめします。

■ 参考

- ・ 労働安全衛生法（e-Gov 法令検索） <https://laws.e-gov.go.jp/law/347AC0000000057>
- ・ 労働安全衛生規則（e-Gov 法令検索） <https://laws.e-gov.go.jp/law/347M50002000032>
- ・ 労働安全衛生法施行令（e-Gov 法令検索） <https://laws.e-gov.go.jp/law/347C00000000318>
- ・ 厚生労働省「過半数代表者の適切な選出手続きを～選出するにあたっての 5 つのポイントをご紹介します～」 <https://www.mhlw.go.jp/content/000685451.pdf>
- ・ 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「安全衛生委員会」
https://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo44_1.html

サクセス株式会社産業医事務所 医師・代表産業医 中村 一
〒470-2202 愛知県知多郡阿久比町大字福住字荒古 2 番地 22
<https://success-sangyoi.com> / 080-2330-9284

※ 本ひな形はサクセス株式会社産業医事務所が産業医業務の付随として顧問先の便宜のために無償で提供するものであり、書類作成の代行および個別の記入指導を行うものではありません。内容および運用の適否は、貴社の労務管理体制および貴社が委嘱する社会保険労務士等にもご確認のうえご使用ください。